

(手帳について)

■ 身体障害者手帳

対象	見ること（視覚障害）、聞くこと・平衡機能（聴覚・平衡機能障害）、ことば・音声・そしゃく機能（音声・言語機能障害）、手足（肢体不自由）・心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓（内部機能障害）に一定期間以上継続する障がいがある方
内容	身体に障がいのある方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、1級から6級まで区分されています。手帳が交付されると、サービスの利用、更生医療費の支給、補装具等の支給、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

◆こんな時は…

- 手帳を紛失または破損した場合や、障がい程度が変更・新たな障がいを追加する場合には、“再交付”の申請が必要です。
- 氏名、居住地が変わった場合は、“変更届”的提出が必要です。
- 治療により障がいが完治した場合や、手帳所持者が亡くなった場合には、“返還届”的提出が必要です。

◆判定機関

〒981-1217

名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ

●宮城県リハビリテーション支援センター（まなウェルみやぎ内）

身体障害支援班 TEL 784-3591

■ 療育手帳

対象	知的障害者（18歳以上）および知的障害児（18歳未満）。 宮城県児童相談所、宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障害と判定された方。
内容	知的障がいの方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。 障がいの程度により、A（重度）とB（中軽度）に区分されています。 手帳が交付されると、サービスの利用、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

◆こんな時は…

- 手帳を紛失してしまった場合、破損してしまった場合、記載欄に余白が無くなってしまった場合は、“再交付”の申請が必要です。
- 氏名、居住地が変わった場合は、“変更届”の提出が必要です。
- 手帳所持者が亡くなった場合は、“返還届”の提出が必要です。

◆再判定（手帳交付後の障がい程度の確認）について

原則として、18歳未満は2~3年ごとに、18歳以上は5年ごとに再判定が必要となります。判定の有効期限が切れる2~3ヶ月前に、児童（18歳未満）は町民課、大人（18歳以上）は保健福祉課より、それぞれ対象の皆さんへご連絡いたします。

◆判定機関

〒981-1217

名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ

[18歳未満の方]

●宮城県中央児童相談所 TEL 784-3583（代表）

[18歳以上の方]

●宮城県リハビリテーション支援センター

知的障害支援班 TEL 784-3590

■ 精神障害者保健福祉手帳

対 象	精神疾患を有する方のうち、精神障がいのために長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方（知的障害者の方は含まれません。）。
内 容	精神障がいのある方が社会参加と自立を図り、各種保健福祉サービスを受けるために必要な手帳です。 障がいの程度に応じて1級～3級まで区分されています。 サービスの利用、各種税金優遇措置、公共施設等の利用料金の割引等が受けられます。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

◆こんな時は…

- 発行から2年ごとに更新の手続きが必要です。
- 居住地や氏名が変わった場合、手帳を紛失・破損した場合は窓口にて“再交付”的手続きが必要です。

◆判定機関

〒989-6117

大崎市古川旭5丁7-20

●宮城県精神保健福祉センター

総務班 TEL 0229-23-1658